調査票

(総合設備協会)

1 総合評価方式について

(1)評価項目の中で、見直しが必要と思う項目があれば、その内容と理由をお聞かせください。

●共通評価

- ・ ①企業の技術力に対する評価「優良工事表彰」 過去 10 年以内を 15 年以内にしてもらいたい。
 - ■設備工事は公共工事が少なく選定される頻度少ないため。過去4年以内の工事経験となっていますが10年としてほしい。
- 配置予定技術者の技術力に対する評価「工事成績」
 - ☞「施工能力」が過去10年以内の工事経験なので「工事成績」も同様にしてほしい。
- ③企業の地域社会に対する貢献度「入札参加者の所在地」 工事箇所と同一市町村にある場合 配点を上げてもらいたい。
 - ●施工後の維持管理・ライフラインの復旧等は、速やかな対応が必要で、ほぼ地元企業が行っている。
- ・③企業の地域社会に対する貢献度「ボランティア活動への取組み」 ボランティアでの献血の過去3年間以上の協力活動実績がある場合には評価の対象として頂きたい。
- ・③企業の地域社会に対する貢献度「新卒者・離職者の雇用実績」 当該工事個所が存する管内を県内全域にしてほしい。

(2)	総合評価方式に関する提出書類の中で、	見直しが必要と思う書類があれ
la	ば、その内容と理由をお聞かせください。	

特にありません

(3)本県では、品質の確保の観点から、総合評価方式を公共工事の調達方式の中心と位置付け、地元企業の受注機会の確保にも配慮し運用しているところですが、受注者側からみた総合評価方式の問題点があればお聞かせください。

地元企業の受注機会の確保をするのであれば、 企業の地域社会に対する貢献 を評価「同一市町村内の工事実績」「入札参加者の所在地」の配点を上げ他区 業者との差を大きくすべきである。

(4)総合評価方式全般について意見がありましたらお聞かせ下さい。

施工計画の適切性に対する評価「施工計画評価」で建築設備、トンネル設備、 道路照明設備等で評価基準のバラツキがあるのではないか。特に発注者が重視 するポイントだけでも、明示していただけないか。

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成28年度から、県発注工事において下請契約を締結する際には、 法定福利費を別立てにした見積りによることを元請業者に対して求める こととしていますが、見積書への法定福利費の明示を徹底するためには、 どんなことが効果的であるかお聞かせください。

設計書にも法定福利費を計上し、金額の計算方法も分かりやすく明示するのがよいのでは。

(2) 平成28年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況を改善するためには、 どのような取組が有効であるとお考えかお聞かせください。

発注者と変更契約をしないと下請け業者と変更契約を結びにくいので、まずは 発注者と変更契約の締結を速やかに行う。(竣工まじかに工事内容通知、工事 内容変更契約を取り交わしている例もある。)

(3) 土木工事の共通仕様書で、下請契約を締結する場合は極力県内業者を選定することとしており、総合評価方式においても県内業者活用の割合が一定程度あれば加点評価し、県内業者の活用を促進していますが、下請の県内業者活用について、貴協会では元請に対してどのような取組をされているかお聞かせください。

3 電子入札・電子閲覧について

(1)電子入札システムへの利用者登録状況は有資格業者全体に対して工事が 4割(38%)程度、測量等が5割(50%)程度となっていますが、電子 入札への参加を促進するためには、どのような取組が有効であるとお考えか お聞かせください。

パソコン操作に不安な担当者がおりますので、各建設事務所単位でパソコン操作を含め、電子入札システムを理解する研修会を実施していただければと思います。

- (2) 電子入札・電子閲覧について、御意見等があればお聞かせください。
- 一旦、電子入札システムを使用すると参加しやすい。
- 閲覧への移動時間、コピー等を考えると電子入札の件数を増やしてほしい。
- ヘルプデスク対応もよく安心して聞くことができる。
- 添付ファイルの容量を大きくしてほしい。
- ・教育庁でも実施してほしい。

4 情報の把握手段について

- (1)入札制度の改正をはじめ、入札等に関する情報は、主にどのような手段によって把握しているかお聞かせください。
 - 県のホームページ
 - 建設工業新聞
 - インターネットでの検索

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。その他設備業界に特有の傾向、御意見等があればお聞かせください。

・総合評価方式の低入価格調査制度で調査基準価格を下回っている場合で失格 基準に該当しない場合は低入札調査を行いますが、ダンピング防止、不良企業 排除のためにも調査基準を下回れば失格としてほしい。